

とちぎグリーン農業スタンダード化推進事業実施要領

制定 令和8(2026)年4月1日 経技第2号

第1 趣旨

国際情勢の不安定化による化学肥料・化学農薬の価格の高止まりや、影響が拡大する気候変動への対応が求められる中、化学肥料・化学農薬に依存しない農業経営への転換を推進する必要がある。

このため、とちぎグリーン農業スタンダード化推進事業（以下「本事業」という。）により、化学肥料・化学農薬の低減に寄与する栽培技術（以下「低減技術」という。）の導入に必要な機械・設備・資材（以下「機械等」という。）の導入を支援する。

第2 事業の内容

- 1 本事業により実施する事業の内容、事業実施主体、採択要件及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。
- 2 本事業の対象とする低減技術は、以下の要件を全て満たすものをいう。
 - (1) 化学肥料の使用量及び化学農薬の使用回数が増加しないこと。
 - (2) 化学肥料の使用量の低減又は化学農薬の使用回数の低減効果が認められること。
 - (3) 生産性及び収益性の低下が見込まれないこと。
 - (4) 事業実施主体が営農を行う主たる地域において、十分な普及性が見込まれること。

第3 事業実施手続き

- 1 事業実施計画の申請等
 - (1) 事業を実施する事業実施主体は、様式1及び様式2により関係市町村長に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、事業実施地区が複数の市町村にまたがる等、やむを得ない場合にあっては、関係市町村長と協議の上、事業実施主体は事業実施計画を、市町村長を経由せずに関係農業振興事務所長に申請し、その承認を受けることができるものとする。
 - (2) 市町村長は、(1)により申請された事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ、事業実施計画の達成が確実であると見込める場合には、様式1及び様式2により関係農業振興事務所長に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画の承認
農業振興事務所長は、1により提出された当該事業実施計画が、事業の採択要件を満たし、かつ事業計画の達成が確実であると認められる場合は、これを承認するものとする。
- 3 事業実施計画の変更
次に掲げる事項の変更は、第3の1に準じて行うものとする。
 - (1) 事業実施主体を変更すること。
 - (2) 事業実施地区を変更すること

- (3) 事業費の30パーセント以上の変更をすること。
- (4) 補助金を増額すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農業振興事務所長が重要と認める変更。

第4 成果目標

1 目標年度

本事業の目標年度は令和10年度とする。

2 成果目標

次の(1)又は(2)、又はその両方及び(3)から選択して目標を設定すること。ただし、(1)及び(2)の目標値は、原則として栃木県における特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく慣行レベル（慣行レベルが設定されていない場合は地域の標準的な栽培方法）未満とすること。

- (1) 化学肥料由来の肥料分量の削減
- (2) 化学合成農薬の成分使用回数の削減
- (3) 導入する低減技術の取組面積の拡大

第5 事業実施年度の事業実績の報告

- 1 事業を実施する事業実施主体は、様式1及び様式2により、第3の1の(1)で申請した市町村長、もしくは農業振興事務所長に事業実績を報告するものとする。
- 2 市町村長は、事業実施主体から事業実績の報告があった場合には、様式1及び様式2により農業振興事務所長に報告するものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、実施年度から目標年度までの間における毎年度の実施状況を下表のとおり報告するものとする。

様式	報告先	報告期限
様式3及び4	計画承認申請先と同じ	当該年度の翌年度の4月末日

- 2 市町村長は、事業実施主体から事業実施状況の報告があった場合には、事業実施状況を取りまとめの上、様式3及び様式4により5月末日までに農業振興事務所長に報告するものとする。
- 3 農業振興事務所長は、事業実施状況の報告を受けた場合には、様式3及び様式4の写しを速やかに経営技術課長に提出するものとする。
- 3 農業振興事務所長は、事業実施主体から実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、事業の成果目標に対して達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に必要な指導を行うものとし、当該事業実施主体は、目標年度において成果目標が未達成の場合は、改善計画書（様式5）を作成し、目標が達成されるまで当該農業振興事務所に報告を行うものとする。ただし、財産処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

第7 推進体制

- 1 事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な実施体制を整備するも

のとする。

- 2 県及び市町村は、地域の実態や創意工夫を活かしつつ、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関・団体等と連携し、事業の推進指導に当たるものとする。

第8 助成

- 1 この事業において、助成の対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、別に定める当該事業の補助金交付要領により助成するものとする。

第9 その他

- 1 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、本事業の対象とはならない。
 - (1) 農業以外の用途にも使用可能な汎用性の高い機械等（例：トラクター、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、ドローン 等）
 - (2) 低減技術の導入を主たる使用目的としない機械等
 - (3) 毎年度必要となる資材（農業振興事務所長が特に必要と認める場合を除く）
 - (4) 導入する低減技術の導入に直接的に必要と認められない機械等
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附則（令和8（2026）年4月1日付け経技第2号）

- 1 この要領は、令和8（2026）年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和9（2027）年3月31日をもってその効力を失う。